

て於に名の園稚幼民國

園稚幼國立私 (九)

三 惣 橋 倉

國民學校は私人の設立を許されてゐない。國民學校の本質の完全なる徹底として、私人の設立を俟つを要しないのは當然である。就學前の保育も、義務制國民幼稚園にまで完全なる徹底を得た時は、國民學校と同じく、一切が公的施設なるを至當とされるであらう。しかし、今日の場合、われらは、國民幼稚園の公的設立の普及發達の急速なる促進を専念することに、就學前國民教育に純正なる熱意をもつ篤志家による私立國民幼稚園に對して、公設同様の存在意義を認識し、存在價值を敬重すること素よりである。或は寧ろ、その設立者の、身を以て就學前國民教育の大任に當らんことを奉公の篤志と、恐らくや多くの場合免れ難き自己犠牲に向つて、深甚の感激を禁じ難いのである。

但し之れは、それが誠に國民幼稚園たる場合に於てである。その設立者の個人的人生觀や教育觀や乃至生活的趣味感の満足のためである場合は、少くもその點に關する限り、それは全くその人の個人事業であつて、公的教育機關に併立するものではない。従つて、その個人價值に於て認識し尊敬することはあつても、たゞそれだけに止まつて、それ以上何の感激もない。

これに反し、眞に公的本質と價值とを有する國民幼稚園であるならば、その創設許可の際のみならず、常に周到に、その經營と保育の實際に懇切なる關心を示し、準公的施設として、必要なる各般の補助を提供し、その人に酬ふ、その業を扶けることが必要である。現在、保育所が、社會事業なるが故に、補助金を與へられ、私立幼稚園にそのことなきが如き見解にいつまでも偏してはならないのである。

元來、教育機關の公設私設は、教育そのこととして、實に設立者だけの違ひであつて、被教育者が少國民たることに於て、一毫の差別もないのである。公設の少ないのは、公的認識のおかれてゐることを立證してゐるものであり、その點に於て、誠に遺憾至極とする處である。しかし、現在の我國の事實としては、幼稚園の總數こそ問題であり、必ずしも公私を問はず、そこで、現に幼稚園教育を受けてゐるものは、一様に貴重なる日本皇國の幼児であることを忘れてはならない。

就學前の幾年が、義務制國民幼稚園となるの時の實現せんことは、國民幼稚園の名に於ての必然の理想である。しかも亦、今日の私立幼稚園が國民幼稚園として認識せらるべきこと、敬重せらるべきことも、當然の現實である。そのための自覺の要は更めて言ふを俟たない。